

斜里町議会オンライン委員会開催要綱 新旧対照表

7月11日 議運	修 正 後
<p>(オンライン委員会の運営)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 オンライン委員会開催中に、通信環境の悪化等により、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に確認しながら通話することが困難となったオンライン委員は、<u>この間離席したものとみなす。</u></p> <p>4 前項により離席していたオンライン委員が、通信環境の復旧等により、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に確認しながら通話することが可能となった場合は、復席したものとする。</p> <p>5 オンライン委員会開催に係る、オンライン会議システムの運用は議会事務局が行うものとする。</p> <p>(オンライン委員会における表決)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 委員長は、<u>通信環境の悪化等により委員が表決に加わることができない状態となったときは、休憩をとる、又はその他のオンラインを活用した方法による表決等、適宜対処するものとする。</u></p> <p>4 略</p>	<p>(オンライン委員会の運営)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 オンライン委員会開催中に、通信環境の悪化等によって、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に確認しながら通話することが困難となったオンライン委員が<u>生じた場合、委員長は休憩を宣告、又はその他のオンラインを活用した方法をとるなど適宜対処する。</u></p> <p>削 除</p> <p>4 オンライン委員会開催に係る、オンライン会議システムの運用は議会事務局が行うものとする。</p> <p>(オンライン委員会における表決)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 委員長は、<u>前項により委員が表決に加わることができない状態となったときは、第4条第3項の規定によるものとする。</u></p>

7月11日 議運	修 正 後
	附 則 この要綱は公布の日から施行する。